

215	214	152	151	150	頁
18	15	11	9	17	行
「栽賊」	「原任歸州知州趙泰交詳、」	「関わり合いにならぬよう、謹慎している状況である。」		「醇謹にして猶ほ掛りを虞る。」 <small>おそ</small>	誤
「原栽賊」	「原任歸州知州趙泰交詳。」	「謹慎して、訴訟に引つ掛かるのを恐れている。かの狡猾なる罪人どもで、かつて息を潜めて隠れていた連中が、一気に群がり出て、訴訟を唆し、告状を捏造して礼金を払わせている。大騒動になりそうである。」	語釈「 鼠牙 」凶暴。 〈主文〉 作文。 〈起滅〉 捏造。以上三句は多く「詞訟」と連用。」を追加。	「醇謹にして猶ほ鼠牙に掛るを虞る。」のあと、「彼の禍猾の黥徒、故嘗、影を竄め迹を匿せし者、一時に麩り出で、文を主りて訟を唆し、以て起滅して金錢を雇はしめ、幾ど大亂を成さんとす。」を追加。	正

373	368	368	367	367	367	226	225	225	221	頁
9	8	7	17、 18	15	12	8	12	1	17	行
「答 我是月林、年五十一歳、住西直門内南草廠大後倉崇興寺、」	「事項であるが、」	「は」 「仲介者等がい ないかどうかとい った問題」	「寺院内の家屋」	「破棄し、」	「廟産」	「命ず」	「憑せしむ。去後」	「以憑訊究。去後母稍刻延干咎。」	「を重ね、命、旦夕に危ふし」	誤
「答 我是月林。年五十一歳、住西直門内南草廠大後倉崇興寺。」	「事項である。」	「は」(※「等」の位置の変更) 「仲介人がい ないかどうかとい った問題等」	「寺院内の不動産」	「破棄する。」	「寺院の不動産」	「命じ終えた」	「憑せしめをはる」	「以憑訊究去後。母稍刻延干咎。」	「重くなり、命旦夕に危ふし」	正

378	378	377	377	377	376	376	376	374	374	頁
13	3	11	6	1、3、6	16	10	5	11	7	行
「亡くなって」	「私は地方審判庁でも見ましたし、高等審判庁でも見ました。」	「亡くなって」	「帰すものとし、」	「不動産」	「結審したものの、」	「等しく」	「案件であり、」	「答 我是李榮氏、年五十五歳、住翠花街、」	「我曾見過地方廳及高等廳、亦曾見過在高等廳。過了五堂並未對質、」	誤
「病死して」	「私は見ました。地方審判庁と高等審判庁の方々も見ました。」	「病死して」	「帰すものとなりました。」	「家屋」	「結審しました。」	「均しく」	「案件である。」	「答 我是李榮氏。年五十五歳、住翠花街。」	「我曾見過。地方廳及高等廳亦曾見過。在高等廳過了五堂並未對質、」	正

389	388	387	387	386	386	385	385	381	378	頁
2	3	18	9	3	3	15	11	16	17	行
「其の完全なる所有に係ると」	「更に審するなり。」	「結果及び」	「李雙春を驅逐し」	「自係冒税、」	「究辦之語、」	「毫無存留、」	「一部分、早已」	「大約在光緒十五六年間、是春天死的、」	「亡くなつた」	誤
「其の完全なる所有たるに係ると」	「更審するなり。」	「結果、及び」	「李雙春をば驅逐し」	「自係冒税。」	「究辦之語。」	「毫無存留。」	「一部分早已」	「大約在光緒十五六年間。是春天死的。」	「病死した」	正

394	393	393	392	392	392	391	391	391	390	頁
4	15	6、11、 12、14	16	9	6	17-18	5	4	11	行
「ということであり、」	「契約書」	「納税証明付き契約書」	「病没した」	「合法とは言えず、」	「全くなく、」	「死去した」	「出典し、」	「死去した。」		誤
「ということである。」	「納税済契約書」	「納税済契約書」	「病死した」	「合法とは言えない。」	「全くない。」	「病死した」	「典に出し、」	「病死した。」	語釈の最後に以下を追加 こと。 〈爲事〉 罪を犯す	正

397	397	396	396	396	395	395	394	394	頁
12	1、2、7	10	9	9	11	10	6	5	行
「許さないという縣についての」	「家屋」	「李王氏等未だ上告を」	「本廳は査するに憑無きなり。」	「李王氏等復た上告を」	「僧人則感大德矣。」	「以便當堂備價具領。」	「としており、」	「皆」	誤
「許さないという件についての」（「縣」↓「件」に変更）	「不動産」	追加 「李王氏等並びに未だ上告を」（「並びに」を	「本廳は憑無きなり。」（「査するに」を削除）	「李王氏等上告を」（「復た」を削除）	「僧人則感大德矣。」（「、」を「。」へ変更）	「以便當堂備價具領。」（「、」を「。」へ変更）	「としている。」	「均しく」	正